公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

資料2

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和８年３月４日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

取適法（改正下請法）の概要

施行期日　令和８年１月１日

法目的

中小受託取引の公正化　・　**中小受託**事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容　＋　②規模要件　＝　対象取引

①取引の内容

製造委託 / 修理委託 / 情報成果物作成委託（プログラム） / 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理） / **特定運送委託**

②規模要件

委託事業者	→ 中小受託事業者
資本金３億超	資本金３億以下（個人含む）
資本金１千万超３億以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員300人超	**常時使用する従業員300人以下（個人含む）**

①取引の内容

情報成果物作成委託（プログラム除く） / 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）

②規模要件

委託事業者	→ 中小受託事業者
資本金５千万超	資本金５千万以下（個人含む）
資本金１千万超５千万以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員100人超	**常時使用する従業員100人以下（個人含む）**

義務

- 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（**手形払等の禁止**）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	**~~割引困難な手形の交付~~**
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	**協議に応じない一方的な代金決定**

措置

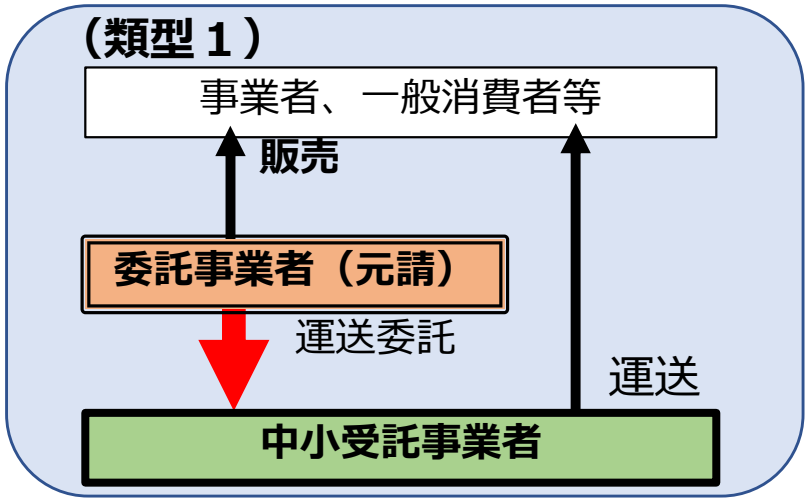
公取委による勧告、公取委・中企庁・**事業所管大臣**による指導・助言

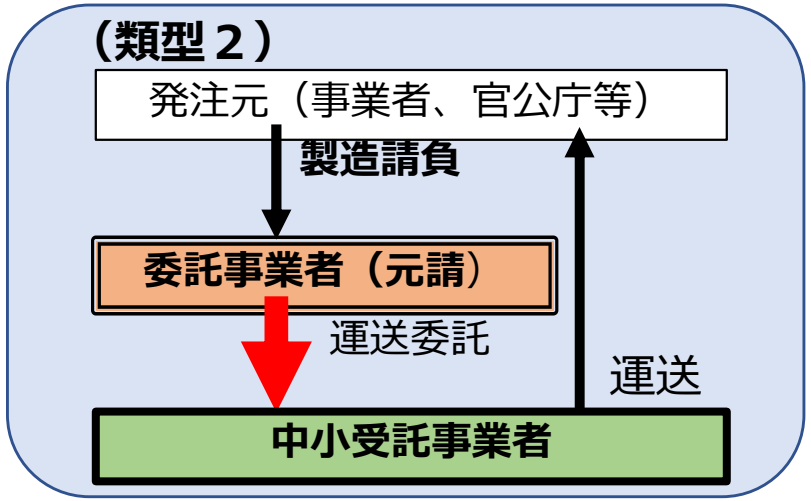
※**赤色**は改正内容

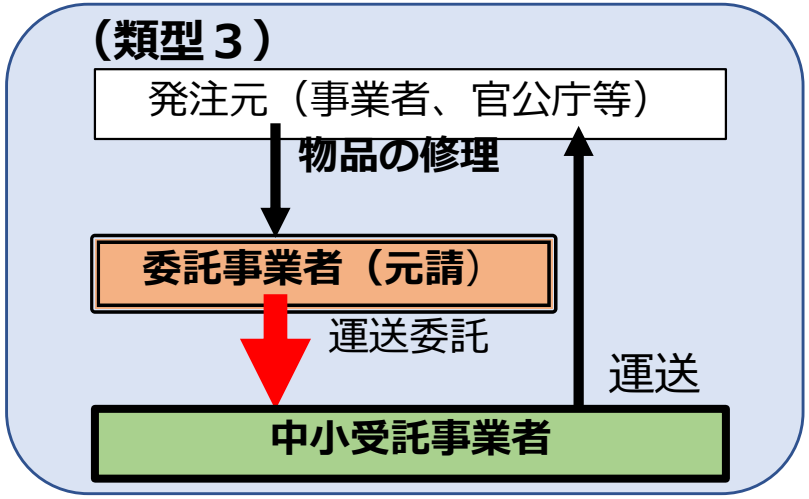
特定運送委託

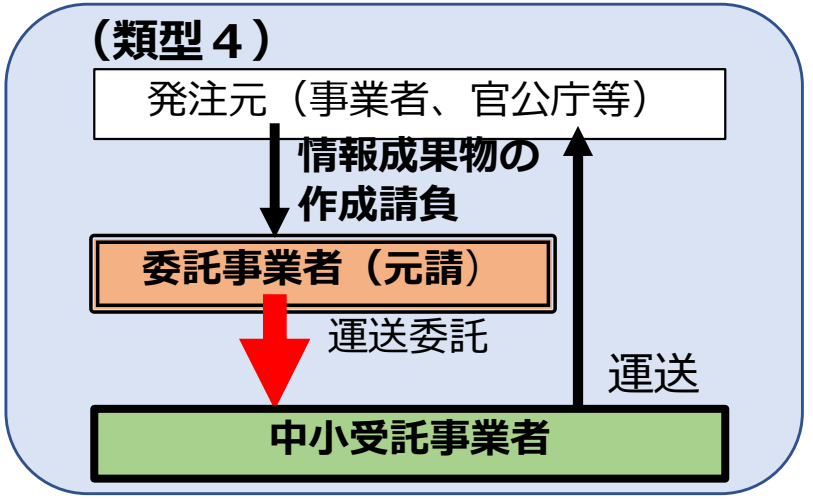
- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下４つのタイプ（類型１～類型４）となる。









※ ➡ が取適法の対象となる取引

令和７年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

➢ 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和４年１月26日に下請法運用基準を改正し、同年２月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」（独占禁止法Q&A）において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

➢ 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和４年度に「緊急調査」**（令和４年度調査）、**令和５年度に「特別調査」**（令和５年度調査）を実施。また、令和５年11月29日に、**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）**を策定・公表。そして、**令和６年度に「特別調査」**（令和６年度調査）を実施。

➢ 令和６年度調査での主な取組は次のとおり。

✓ 令和６年度調査では、書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者及び労務費転嫁指針に沿った行動を採らなかった発注者に注意喚起文書を送付。また、令和５年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者8,175名及び事業者名公表の対象となった10名に対しフォローアップ調査を実施。

✓ 令和６年度調査の結果、労務費転嫁指針の公表から約半年が経過した時点での認知度は48.8%であった。また、労務費の要請受諾率(注)は令和５年度調査よりも上昇しているものの、サプライチェーンの段階を遡るごとに低下している実態があり、更に労務費転嫁指針の認知度を高めるために引き続き積極的な周知が必要であると考えられた。

(注)令和６年度以前の調査では「転嫁率」としていたもの。発注者が受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾した金額の割合であることを踏まえ、本年度の調査から「要請受諾率」としている。

価格転嫁の状況や労務費転嫁指針のフォローアップ等の把握を目的として
「**令和７年度　価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**」（令和７年度調査）を実施。

令和７年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和７年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数　110,000名）
- 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- 令和６年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- 労務費転嫁指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和６年度調査における注意喚起対象13,929名に対するフォローアップ調査（書面）】
- 注意喚起対象13,929名について価格転嫁円滑化の取組の状況、労務費転嫁指針に沿って行動しているか等を調査。

【事業者名公表３名に対するフォローアップ調査】
- 令和６年度に事業者名公表の対象となった３名（事業者名公表３名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【労務費転嫁指針に基づく積極的な取組に関する調査】
- 労務費転嫁指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者92名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
全都道府県において資本金1000万円以下の発注者に対しても重点的に
（462件実施）

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者4,334名に、注意喚起文書を送付。
- 労務費転嫁指針上の独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった9,747名に、注意喚起文書を送付。

調査の結果・・・

○　サプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、取引段階を遡るほど、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。

○　労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にある。

独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者4,334名に対し、独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書を送付。**
- **通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和４年度調査21.2%→令和５年度調査14.7%→令和６年度調査13.3% →令和７年度調査9.8%と低下傾向。**
- 令和７年度調査を実施する前に、２年度連続で注意喚起文書送付の対象となった発注者2,357名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aの理解促進と労務費転嫁指針の周知を図ったところ、令和７年度調査において、大半は注意喚起文書送付の対象から外れた。
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注１））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
情報サービス業	273	92	道路貨物運送業	90	23	不動産取引業	48	7
協同組合	207	108	映像・音声・文字情報制作業	80	28	各種商品小売業	43	9
機械器具卸売業	147	57	不動産賃貸業・管理業	71	35	倉庫業	30	16
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	144	47	技術サービス業	81	24	非鉄金属製造業	28	17
化学工業	137	44	輸送用機械器具製造業	66	33	自動車整備業	29	15
生産用機械器具製造業	138	38	機械器具小売業	70	27	鉄鋼業	26	18
金属製品製造業	124	47	パルプ・紙・紙加工品製造業	65	17	各種商品卸売業	28	10
食料品製造業	119	46	飲食料品小売業	63	17	インターネット附随サービス業	25	9
総合工事業	118	39	業務用機械器具製造業	52	25	医療品卸売業・医療用品卸売業	23	11
電気機械器具製造業	104	48	電子部品・デバイス・電子回路製造業	45	27	情報通信機械器具製造業	23	10
飲食料品卸売業	103	36	広告業	56	15	家具・装備品製造業	15	9
はん用機械器具製造業	100	24	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	52	15	通信業	14	6
印刷・同関連業	83	37	運輸に附帯するサービス業	48	18	石油製品・石炭製品製造業	13	4
窯業・土石製品製造業	75	42	放送業	39	21	酪農業・養鶏業（農業）	4	5
						その他の業種	35	24

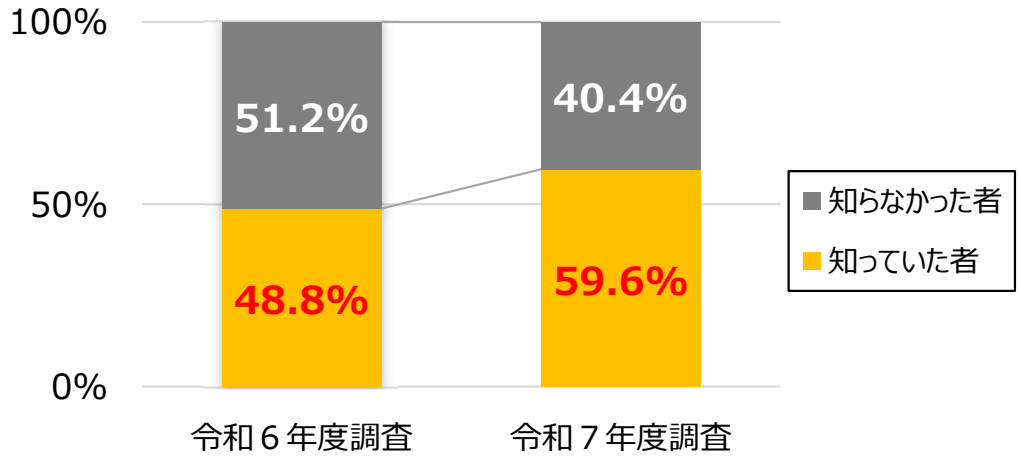
（注１）　順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

（注２）　業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

労務費転嫁指針のフォローアップの結果①

➢ **労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。**他方、**労務費転嫁指針を知っている事業者の方が**、価格交渉において、**労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい**傾向に変わりはない。

《労務費転嫁指針の認知度》（注１）



（注１）**発注者・受注者**の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」と回答した割合。

✓ 労務費転嫁指針の認知度を**都道府県別**にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

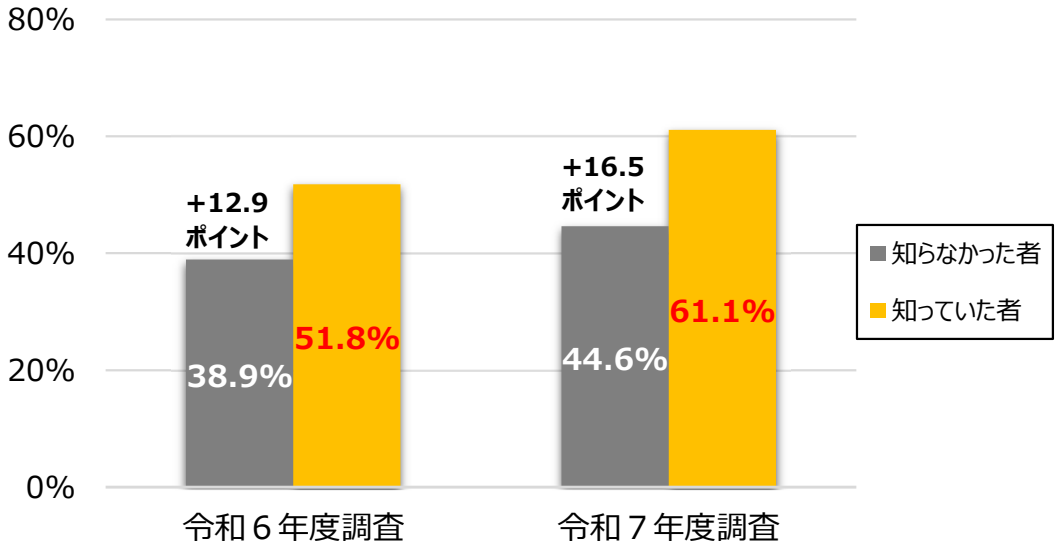
✓ 労務費転嫁指針の認知度を**業種別**（注２）にみると、

上位５業種は、放送業（80.5％）、**輸送用機械器具製造業（73.2%）**、**ビルメンテナンス業・警備業（71.4%）**、石油製品・石炭製品製造業（69.9%）及び情報通信機械器具製造業（69.6%）

下位５業種は、酪農業・養鶏業（農業）（42.7%）、**不動産取引業（43.4％）**、飲食料品小売業（44.1％）、**自動車整備業（45.1%）**及び飲食料品卸売業（49.3%）

（注２）下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（注３）



（注３）**受注者**の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

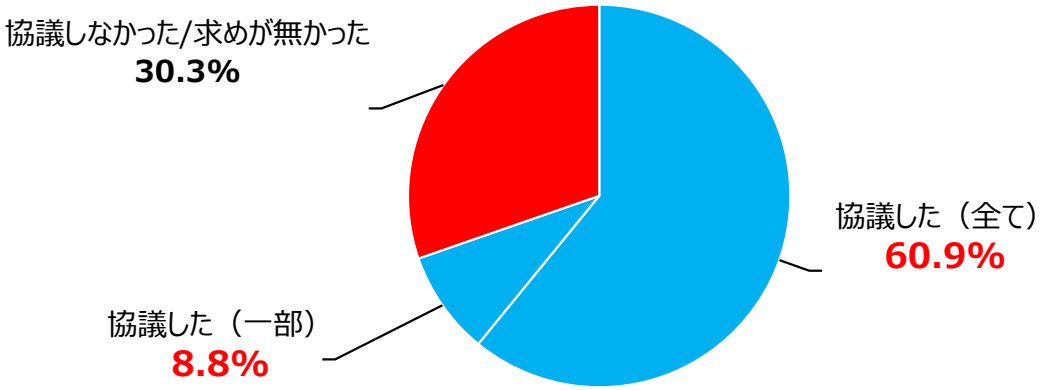
✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁指針の**認知・不知別**にみると、**知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より16.5ポイント高い**。

✓ **労務費重点21業種全て**においても同様に、**労務費転嫁指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い**。

労務費転嫁指針のフォローアップの結果②

- **労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。**
- **労務費の要請受諾率は令和６年度調査より上昇**している。他方、労務費の要請受諾率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、**製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階を遡るほど、労務費の要請受諾率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況に変わりはない。**

《労務費に係る価格協議の状況》（注１）



✓ **全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%）。**

（注１）**発注者**の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《労務費の要請受諾率》（注２）

（受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合）

令和６年度調査	**令和７年度調査**
62.4%	**67.4%**（5.0ポイント上昇）

（注２）この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

《サプライチェーンの段階別の労務費の要請受諾率》（注２）

サプライチェーンの段階	令和６年度調査	令和７年度調査
需　要　者 ⇒ 製造業者等	66.5%	**68.9%**（2.4ポイント上昇）
製造業者等 ⇒ 一次受注者	61.0%	**67.4%**（6.4ポイント上昇）
一次受注者 ⇒ 二次受注者	56.1%	**62.3%**（6.2ポイント上昇）
二次受注者 ⇒ 三次受注者	49.2%	**56.6%**（7.4ポイント上昇）

労務費転嫁指針に係る注意喚起文書の送付

- 労務費転嫁指針を知っていたと回答した発注者のうち、取り組まないことが独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった**発注者9,747名に対し、労務費転嫁指針に係る注意喚起文書を送付。**
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注１））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	485	51	窯業・土石製品製造業	246	48	各種商品卸売業	116	14
協同組合	396	103	はん用機械器具製造業	238	36	各種商品小売業	106	15
情報サービス業	412	72	道路貨物運送業	221	35	運輸に附帯するサービス業	94	26
飲食料品卸売業	415	50	機械器具小売業	204	24	家具・装備品製造業	89	11
機械器具卸売業	395	57	映像・音声・文字情報制作業	194	22	鉄鋼業	71	19
食料品製造業	414	37	不動産賃貸業・管理業	169	23	非鉄金属製造業	68	20
金属製品製造業	354	73	パルプ・紙・紙加工品製造業	169	20	情報通信機械器具製造業	53	12
総合工事業	379	41	不動産取引業	169	19	石油製品・石炭製品製造業	52	12
生産用機械器具製造業	361	58	輸送用機械器具製造業	139	36	医療品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	53	10
技術サービス業	313	47	業務用機械器具製造業	139	33	倉庫業	45	11
電気機械器具製造業	262	45	広告業	148	23	放送業	37	12
化学工業	250	51	自動車整備業	146	18	インターネット附随サービス業	42	4
印刷・同関連業	261	38	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	131	25	酪農業・養鶏業（農業）	36	3
飲食料品小売業	271	25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	123	26	通信業	29	4
						その他の業種	120	23

（注１） 順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

（注２） ■ は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。

（注３） 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

都道府県別の注意喚起文書送付件数

都道府県	独占禁止法Q&A	労務費転嫁指針	都道府県	独占禁止法Q&A	労務費転嫁指針	都道府県	独占禁止法Q&A	労務費転嫁指針
北海道	177	406	長野県	88	261	岡山県	71	165
青森県	46	109	富山県	61	116	広島県	86	226
岩手県	47	101	石川県	50	81	山口県	47	114
宮城県	64	151	岐阜県	66	179	徳島県	22	40
秋田県	31	58	静岡県	124	332	香川県	37	90
山形県	50	110	愛知県	214	604	愛媛県	41	94
福島県	51	119	三重県	55	131	高知県	28	53
茨城県	54	143	福井県	32	77	福岡県	118	307
栃木県	41	116	滋賀県	40	89	佐賀県	22	66
群馬県	49	144	京都府	94	189	長崎県	38	80
埼玉県	121	387	大阪府	353	830	熊本県	39	104
千葉県	80	254	兵庫県	160	332	大分県	27	69
東京都	1,086	1,820	奈良県	26	67	宮崎県	28	70
神奈川県	223	472	和歌山県	34	60	鹿児島県	31	80
新潟県	91	233	鳥取県	18	47	沖縄県	29	52
山梨県	18	64	島根県	26	55			

（注）　通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

立入調査において確認された問題となるおそれのある事例（熊本県）

➢ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた事例。

業種（発注者）	事例の概要
道路貨物運送業	道路貨物運送業者Ａ社は、運送業務の一部を運送業者（受注者）に委託している。Ａ社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
警備業	警備業者Ａ社は、顧客から請け負った警備業の一部を警備業者（受 注者）に委託している。Ａ社は、受注者との取引価格について、受注者 に対し、以前と同様の価格とすることを口頭で告げ、コスト上昇分の取 引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議するこ となく、取引価格を据え置いていた。
各種商品小売業	各種商品小売業者Ａ社は、店舗の清掃を事業者（受注者）に委託して いる。Ａ社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかった ことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

令和７年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

明らかとなった課題

- 要請受諾率は、サプライチェーンの段階を遡るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- サービス業のサプライチェーンにおいて、サービス提供業者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供業者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- 労務費転嫁指針の認知度はいまだ約60%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合が低下しているものの、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

今後の取組

【労務費転嫁指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- 令和７年度調査の結果、労務費転嫁指針の認知度は約60%と一定程度上昇したものの、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表３名への対応】

- 注意喚起対象13,929名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者1,854名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和５年度調査から３年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者44名について、追加で立入調査を実施。また、令和７年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係4,334名及び労務費転嫁指針関係9,747名）に対し、令和８年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- 事業者名公表３名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

【労務費転嫁指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 令和７年度調査において、労務費転嫁指針に沿った行動を採っていない発注者が相当数みられたことなどから、令和８年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。
- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和５年11月８日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、その事業者名を公表する方針で、個別調査を実施。

【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や取適法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

【取適法施行・周知等】

- 令和８年１月１日に施行された取適法（新たに「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止事項に追加）について、全国47都道府県における事業者向け説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会の開催、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催、動画やテキストを含む各種媒体での解説等を行ってきたところ、今後とも広く周知に努めていく。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年11月29日策定）

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

発注者･受注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動

①経営トップの関与
②定期的な協議の実施
③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき行動／求められる行動

⑦相談窓口の活用
⑧根拠とする資料
⑨値上げ要請のタイミング
⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

⑪定期的なコミュニケーション
⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。
 （政労使の意見交換 令和６年１月22日）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正のきっかけ

- ✓ 令和７年５月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和８年１月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和６年度及び７年度特別調査の結果や物流法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和６年度及び７年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する**こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**次頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の１２の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

 また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年１１月２９日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

〇年〇月〇日

（発注者）　御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日　　年　月　日
有効期限　年　月　日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額　　円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、**各コスト要素に分けて**、それぞれ単価、小計等を作成。
＜記載上の留意事項＞
労務費においては、自社だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

内訳

1　原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／単価上昇率（%）
材料・品番				
・・・				

小計　　円

2　エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価上昇率（%）
電気代					
・・・					

小計　　円

3　労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例１）

改定前の労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	円	%	円

（例２）

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円／人・日	人・日	%	円

小計　　円

4　その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費、外注費（※仕入れ先の労務費等も含む）等

小計　　円



https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年11月29日策定）

主な掲載事例

★発注者として採るべき行動／求められる行動

① 経営トップの関与

・ パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】

② 定期的な協議の実施

・ 毎年４月及び５月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

・ 転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

・ 受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】

・ 受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

・ 受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

・ 協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示してもらうこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】